

(仮称) 草津駅周辺エリア未来ビジョンの策定について

1. 策定の主旨・背景

J R 草津駅周辺の中心市街地については、「草津市中心市街地活性化基本計画（1期・2期）」に基づき、法定協議会として「草津市中心市街地活性化協議会」を設置し、草津まちづくり株式会社と連携し、ニワタスや草津川跡地公園（区間5）を始め、官民連携による新たな賑わいの拠点整備を推進するとともに、公共空間等を活用した屋外イベントの開催など、人が織りなす賑わいの創出に取り組んできたところである。

令和6年度をもって「草津市中心市街地活性化基本計画（2期）」の計画期間が終了することから、これまで培ってきた官民連携の取り組みを更に深化させ、民主導のまちづくりを推進するため、国土交通省の「官民連携まちなか再生推進事業」の採択を受け、都市再生推進法人である草津まちづくり株式会社を中心に「(仮称) 草津駅前周辺エリア未来ビジョン（以下未来ビジョン）」の策定を行う。また、未来ビジョンの運営主体として、草津市中心市街地活性化協議会に代わる新たな「エリアプラットフォーム」の構築を行い、道路や公園などの公共空間を人中心のウォーカブルな空間として整備し、まちの”使いこなし”に向けた規制緩和やルール作りを、都市再生推進法人を中心とした官民連携のエリアプラットフォームにて検討していく。

2. 計 画 期 間

令和7年度から令和16年度まで（10年間）

3. 策定にあたっての視点

(1) 根拠法令等

- ・官民連携都市再生推進事業制度要項
- ・都市再生特別措置法（官民連携を支える制度として、都市再生推進法人、都市再生整備計画、滞在快適性向上区域など）

(2) 上位計画・他部局の関連計画との整合

- ・第6次草津市総合計画
- ・草津市都市計画マスタープラン
- ・草津市立地適正化計画
- ・草津市景観計画
- ・草津川跡地利用基本計画
- ・草津市産業振興計画 など

(3) キーワード（着目点）

- ・ウォーカブルなまちづくり
- ・JR 草津駅前の再活性化
- ・旧東海道、本陣エリアの再生
- ・未利用地の利活用
- ・大型公共施設と“まち”との連携

4. 策定に向けた体制

・未来ビジョンの策定に当たっては、中心市街地活性化法の法定協議会である「草津市中心市街地活性化協議会」への意見聴取を行う。

・未来ビジョン策定後の運営を見据え、「未来ビジョン」の策定および「エリアプラットフォーム」の構築に係る業務を都市再生推進法人である草津まちづくり株式会社に委託する。

・市民参加型のワークショップを実施し、市民、中心市街地活性化協議会の推薦人、民間事業者、市職員等のアイデアを募り、公共空間を活用した社会実験等を踏まえ、より多くの方が共感できる未来ビジョンの策定を行う。

・パブリックコメントと併せて、未来ビジョンのキックオフとして市民フォーラムを開催し、未来ビジョンの発表と併せて、共にまちなかの賑わいを創出するプレーヤーの発掘を行う。

5. 市民参加の手法

(1) 市民参加型ワークショップ等の実施

- ・ワークショップ4回（定員100名程度）
- ・ワークショップを踏まえた社会実験への参加
- ・市民フォーラム

(2) パブリックコメントの実施

6. スケジュール

令和6年4月	庁議（策定方針・スケジュール・概要）
5月	議会報告（策定方針・スケジュール・概要）
6月～9月	市民参加型ワークショップ
10月	中心市街地活性化協議会意見聴取
11月	庁議（中間協議・パブリックコメント案）
12月	議会報告（中間協議・パブリックコメント案） パブリックコメントの実施（～令和7年1月）
令和7年1月	中心市街地活性化協議会意見聴取
2月	庁議（パブリックコメント実施結果）
3月	議会報告、市民フォーラム ビジョン完成、エリアプラットフォーム設立

※詳細は別紙スケジュールの通り